

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども保育課
指 摘	こども保育課長が管理者である公印（社会福祉事務所長印）について、本来の保管場所に保管されておらず、管理が厳正に行われていなかった。また、備品台帳に記載されていなかったなので、改善を図られたい。
措 置 状 況	公印（社会福祉事務所長印）については、令和6年2月13日付けで手提げ金庫（印箱）を購入し、以後、適正に保管・管理を行っている。また、備品台帳についても、公印（社会福祉事務所長印）を記載した。 今後は、富山市公印管理規程第5条及び富山市物品管理規則第17条に基づき、適正な管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども保育課
指 摘	超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄に記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、過小支給や過大支給となっているものが複数あった。 (イ) 午後10時から翌日の午前5時までの超過勤務について、超過勤務手当150/100欄に記載すべきところ、135/100欄に記載したことにより、過小支給となっているものが複数あった。
措 置 状 況	超過勤務手当及び休日給については、職員課に対して、過小又は過大支給となった箇所の修正報告を行っており、令和6年4月15日支給の給与で調整される予定である。 なお、令和5年10月以降、内部事務システムで超過勤務の申請を行うこととなり、今回のような過誤申請は発生しにくい環境が整備されている。